

令和元年第2回定例会（第3号）

令和元年6月19日（水曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第37号 小型除雪ドーザ購入について
日程第 3 議案第38号 財産の取得について
日程第 4 議案第39号 大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約について
日程第 5 議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
日程第 6 議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議について
日程第 7 議案第42号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議について
日程第 8 議案第43号 令和元年度七飯町一般会計補正予算（第3号）
日程第 9 議案第44号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長谷川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 悦		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	釣 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総務部税務課長	広 部 美 幸
会計課長兼経済部水道課参事	青 山 栄久雄	民生部住民課長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民生部福祉課長	村 山 徳 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経済部商工観光課長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	川 島 篤 実	経済部土木課長	佐々木 陵 二

経済部都市住宅課長 寺谷光司

経済部水道課長 笠原泰之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教 育 次 長 扇 田 誠

学 校 教 育 課 長 竹 内 圭 介

生 涯 教 育 課 長 北 村 公 志

学 校 給 食 セ ン タ ー 長 柴 田 憲

ス ポ ー ツ 振 興 課 長 川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○地方自治法第121条の規定による本会議に出席を求めた説明員

監 査 委 員 永 田 英 利

○本会議の書記

事 務 局 長 関 口 順 子 書

記 妹 尾 洋 兵

書 記 佐々木 宏 美

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

5 番 田 村 敏 郎

6 番 稲 垣 明 美

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） おはようございます。ただいまから、令和元年第2回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

5番 田村 敏郎 議員

6番 稲垣 明美 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第37号 小型除雪ドーザ購入について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第37号小型除雪ドーザ購入についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、議案第37号小型除雪ドーザ購入について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、小型除雪ドーザを次のとおり購入することについて議会の議決を求めるものでございます。

小型除雪ドーザ購入契約といたしまして、1、財産名称及び数量。

（1）財産の名称は、小型除雪ドーザ。（2）数量は、5台。

2、契約の方法は、指名競争入札。

3、契約金額は、3,393万5,000円。

4、契約の相手方は、石狩市新港西3丁目73番地13。コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー、社長松元秀憲氏でございます。

議案関係資料、資料8、9ページに小型除雪ドーザ購入の入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

提案説明は、以上でございます。

議決をいただきますよう、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、質問させていただきます。

今回の小型ドーザですけれども、5台購入ということなのですが、中型と言いますか、小型の中でも中くらいの大きさかなという感じはしますけれども、この使用目的と、これまで町内にどれほど同型の除雪機が入って、今回5台購入するその目的は、どういう目的によるものかということを一いつ説明いただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 使用目的は、昨年、除雪体制の見直しを行いまして、町内の委託業者全て中に、小型除雪ドーザを配備いたしました。それに伴いまして、町の直営に関しましては、リースで2台ほど借り入れいたしまして、実験的に行いました。平成31年度に関しましては、町有車の除雪機械5台ございます。そのほかに、ロータリーですとかございますけれども、一応、路線として除雪しているのは5台で除雪を行っております。

今回の目的といたしましては、その5台の町有車の直営の除雪車の後ろに小型除雪ドーザをつけて、除雪を行うということです。

以上です。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） この小型ドーザというのは、道路幅としてはどのぐらいの感じの道路について対応するものなのか、わかりませんので説明をお願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 幅に関しましては、1回で走って除雪をする。幅が広くなれば2回、3回バックして除雪をするということで行っております。一応、今までミニ除雪ドーザは、8トン

級というもので標準的に除雪をしております、その全幅は2,340ミリございます。今回の4トン級という小型除雪ドーザに関しては、1,690ミリということで、今まで一度除雪を、中をかいて、右左バックしてかいていたものを、大型の除雪ドーザで1回かいて、その後、小型ドーザで右左をかいていく。それで、間口を除雪していく、幅を出していくという除雪体制になります。

以上です。

○9番（上野武彦） わかりました。

ありがとうございます。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 今の御説明ですと、いわゆる1.2立方メートルぐらいの、今までの町で持っている除雪車の後につくショベルを買うということなのですか。そうすると、大きいショベルは、今何台あるのですか。5台あって、大小5セットをつくるというための5台なのですか。それが1点。

入札の結果表の中に辞退というのがあります。指名競争で4社を指名なさったのですけれども、辞退をされていると。この辞退の理由をお聞きしたい。問う理由があるのかどうか、ちょっと質問の仕方がわからないのですけれども、指名して、断るのは勝手だという解釈なのですか、それとも、どうしても、例えば品物が集められないので辞退したとか、その理由は何か役場のほうで受けているのかどうか、その点について御説明お願いいたします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 台数に関しましては、町の直営で行っている台数は、除雪ドーザが2台、それと除雪専用車が1台、5.5トン除雪ダンプが1台、グレーダーが1台ございます。メーンの除雪に関しましては、その5台が行っております、今回のホイールローダーに関しましては、その後ろにつけて、後方支援という形で除雪をしていきたいということでございます。

辞退の理由につきましては、入札を4社指名をいたしまして、1社辞退をされております。その

辞退の理由といたしましては、消費増税の駆け込み需要が多く、エアコン仕様で受注生産ラインを変更しなければならず、スノープラウ、除雪専用の前につけるアタッチメントなのですけれども、そちらが外注品となることから、納期が間に合わないということで、辞退をされております。辞退の理由があつて、辞退をされておまして、指名競争入札に関しましては、2社応札があれば指名が成立しておりますので、辞退は受けております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） この小型の5台を購入することによって、オペレーターとかをまたふやすということにつながるのでしょうか。それとも、今いる人員で間に合うことになるのでしょうか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 今、直営除雪に関しましては、5台で除雪を行っておりますけれども、人員に関しましては10名おります。2名乗車したりですとか、あとロータリー除雪をしたりということで10名、一応用意をしておりますけれども、昨年、除雪体制の見直しを行いまして、実績がつかめなかったものですから、当初予算では除雪費を計上しておりません。それで、一応、人員配置を考えまして、9月の補正で除雪費を計上させていただきますので、それまで人員を1人増ですとか、2人増ですとかということを考えて、9月で補正予算を計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） また人員がふえるということになりますね。行政改革的な観点で言うと、町の資産をふやすというのは、これからランニングコストがどんどんふえていくということになるのですけれども。それは、必要だという町内での検討の上での購入かと思えます。

ただ、この除雪だけの機械ということですよ。夏場はほとんど使わない、使おうと思えば使えますでしょうけれども、台数的には、夏場に関しては、それほど必要ない機械かなと思えます。

例えば、どうしてもリースは当てにならない、5台がなければだめな理由というのを、もう一度だけ説明願いますか。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） コスト的にふえるということもございますけれども、住民サービスの向上というものを考えまして、予算に関しましても、取捨選択をして必要なものは必要、必要ではないものは削るということで、除雪に関しましても予算のコストカットを図っていきたいと思っております。

夏場につきましては、除雪用のスノープラウというアタッチメントも購入いたしますけれども、標準でバケットがついておりますので、災害時ですとか、そういうことにも使用できますので、夏場の稼働は、それほど少ないとは思っております。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第37号小型除雪ドーザ購入について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第38号 財産の取得について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第38号財産の取得についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、議案第38号財産の取得について提案説明申し上げます。

す。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次の財産を取得するため議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、議会本会議場設備機器等であり、既存の機器は、庁舎建設時に設置されたものであり、相当の期間が経過しており、一部ふぐあいが生じていることに加え、製造メーカーの部品供給も終了しており、今後故障等の対応ができないため、新たに機器を購入するものでございます。

1の財産の名称及び数量ですが、次のページをごらんください。1の本会議場音響機器、次のページの2段目の2のカメラ等映像機器の分類により機器を整理している一覧でございます。

前のページに戻っていただきまして、2の契約の方法は、指名競争入札でございます。

3の取得金額は、1,987万2,000円に北海道市町村備荒資金組合が設定する利率で計算された利子分を加算した額でございます。

購入に当たっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により、組合が購入し、町が譲渡を受ける形になりますが、4の財産の取得先は、札幌市中央区北4条西6丁目北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長菊谷秀吉氏でございます。

5の北海道市町村備荒資金組合への納入業者は、亀田郡七飯町字大沼町817番地の4、株式会社ワタナベ電器、代表取締役渡辺明生氏でございます。

議案関係資料10ページ、資料9で入札の経緯と結果を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御提案申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第38号財産の取得について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第39号 大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約について

○議長(木下 敏) 日程第4 議案第39号大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長(竹内圭介) それでは、議案第39号大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約について提案説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約を下記のとおり締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約の1の契約の目的は、大中山小学校多目的広場等整備工事で、工事面積は5,300平方メートル。2の契約の方法は、地域限定型一般競争入札。3の契約金額は、1億3,420万円。4の契約の相手方は、相互・シンオンマ・小松工業特定建設工事共同企業体、代表者は亀田郡七飯町字桜町35番地、株式会社相互建設代表取締役大竹キヨエ氏でございます。

次のページは、平面図等となっておりますので、御参照願います。

また、議案関係資料11ページに入札の経過と結果を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

提案説明は、以上でございます。議決いただきますよう御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。
平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 2点ほど、お尋ねをいたします。

多目的ということであっておりますけれども、この車がどういうふうに通れるかの御説明をいただきたいのですが。国道から学校の入口に向かって、車が走れそうな図面になっておりますけれども、例えば、災害時に学校を使用して何かいろいろな作業をするという、体育館をメインに考えていらっしゃるのでしょうかけれども、例えば、この正面玄関のほうに下からバスが上がってきて、今現在、その駐車場になっているほうに抜けられるようにはなっていないと思うのですが。そういう必要がなかったのかというのが、1点。

それから、これだけの面積が舗装になりましたけれども、集中的な雨が降った時、調整地とかそういうものは必要のない面積なのかどうかと、この2点をお尋ねいたします。

○議長(木下 敏) 学校教育課長。

○学校教育課長(竹内圭介) ただいま御質問がございました、まずバス等の部分でございまして、多目的広場、図面のほうに書いてございます駐車場として整備をしているところから、その下側のほう、校門から校舎のほうに向けての部分につきましては、児童・生徒の通学上の通学路として利用するため、道路幅も狭く、また駐車場部分と通学路を別にする目的もございまして、バス等の侵入等は考えておりません。

ただ、駐車場側のほうの通学路から車どめがございまして、緊急時にはバス以外のもので、車は入れるようにはなっておりますけれども、通常の利用では車どめをして、通学路と駐車場部分につきましては、別で利用するといった部分で利用を考えております。

また、雨の部分でございまして、駐車場の部分に雨水の排水路がございまして、駐車場の黒く縁取りされているところに、排水経路と入ってございまして、そちらで排水のほうは対応できるということで考えております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) ちょっと説明がわからなかったのですが、国道からまっすぐ上がる部分に関しては、車は通す想定にはなっていないと。駐車場側のほうからは、車どめを外すと、例えば、玄関前にバスだとかそういうものは横づけできるという説明だったのか、その確認をお願いしたい。

それから、雨水の排水ですけれども、これは国道の管につながぐという形になるのでしょうかけれども、そちらのほうは、ちゃんとのみ込める設計断面になっているのかどうか、その辺のチェックがあったのかどうか。

それと、先ほど聞き忘れたのですが、物置棟というものが入っていますけれども、この物置棟は何のための物置なのか、どういう方が使われる物置なのか、これも質問させていただきます。

○議長(木下 敏) 学校教育課長。

○学校教育課長(竹内圭介) まず、校舎まで車どめを外すとバス等が入れるかということでございますけれども、通学路の幅につきましては、3メートル60センチほどの幅になっておりますので、バス等の進入等は考えておりません。車どめを外した場合、ちょうど複合施設のほうへの車の進入もありますので、そういう行き来もできると、小型の車両であれば玄関先まで行くことは可能ですけれども、バス等の進入は考えていないということで御理解をいただきたいと思っております。

また、物置棟の部分でございますけれども、こちらは、地域の地元の町内会、また子供会等が利用するという事で予定をしているものでございます。

あと、雨水のみ込みの部分でございますけれども、こちらにつきましても断面図のほうとかにも載っております、雨水のみ込みにつきましても、都市住宅課のほうの技士のほうにも図面を見ていただいて、確認等もしていただいております。雨水のみ込みのほうについても、大丈夫だということで、判断はいただいていると認識しております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 土木課長。

○土木課長(佐々木陵二) 駐車場整備に関しま

しては、土木的な内容になってございまして、アドバイザー的に土木課のほうでも入ってございまして御説明いたします。

駐車場の雨水に関しましては、30年確率で流量計算を行いまして、国道の雨水に関しては、問題ないということです。川もすぐそばですので、流量的には問題ございません。

あと、バスの進入に関しましては、図面の②の断面をごらんいただきたいと思うのですが、舗装構成が重車両が入ってもいい舗装構成となっておりますので、有事の際に関しましては、バスでも重機でも入れる構造で、一応、舗装構成のほうは、設計しております。

以上です。

○議長(木下 敏) 平松俊一議員。

○3番(平松俊一) 今、物置の説明を受けましたら、子供会・町内会ということでしたけれども、私の解釈では、町内会が使うのであれば、それは町内会がつくるものではないのですか。これは、町のほうでつくらなければだめな理由は、何かあったのでしょうか。

○議長(木下 敏) 学校教育課長。

○学校教育課長(竹内圭介) こちらの物置棟につきましては、駐車場のこちらの利用が多目的広場ということもございまして、駐車場利用以外にイベント等でも利用していただきたいというようなこともございます。

また、こちらの駐車場の部分を利用してイベントを行う際には、地域の実際に行っているイベント等もありますので、そちらの部分でつかっているものを入れていただく、また期成会のほうともいろいろ協議を重ねた結果、こういうものを入れておくところをつくっていくということで了解もいただいております。

ですから、町内会だけではなくて、地域の子供会、あと、こちらのイベントをする際にも、そういったものを一時的に置く場所ということなどで理解をしております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第39号大中山小学校多目的広場等整備工事請負契約について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第40号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議

日程第6

議案第41号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について

日程第7

議案第42号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長(木下 敏) 日程第5 議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について、日程第6 議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について、日程第7 議案第42号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上3件を一括して議題といたします。

一括して、提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第40号、議案第41号、議案第42号について一括して提案説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、それぞれの組合において加入している団体の中で、解散による脱退が生じたため、規約を改正するものでございます。

それでは、議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定による北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更

することの協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の12ページ、資料11の新旧対照表をごらんください。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

別表第2号、一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削るものでございます。

議案に戻りまして、附則によりこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定による北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更することの協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の14ページ、資料12の新旧対照表をごらんください。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のとおり変更するものでございます。

別表第1中、「池北三町行政事務組合」、「日高地区交通災害共済組合」、「十勝環境複合事務組合」及び「北空知葬斎組合」を削るものであります。

議案に戻りまして、附則によりこの規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第42号北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定による北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することの協議について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案関係資料の15ページ、資料13の新旧対照表をごらんください。北海道市町村

総合事務組合規約の一部を次のとおり変更するもの
でございます。

別表第1、組合を組織する地方公共団体の空知
総合振興局(33)の項中「(33)」を「(3
2)」に改め、「北空知葬斎組合」を削り、同
表日高振興局(16)の項中「(16)」を
「(15)」に改め、「日高地区交通災害共済
組合」を削り、同表十勝総合振興局(24)の項
中「(24)」を「(23)」に改め、「池北
三町行政事務組合」を削ります。

次に、別表第2の9の項中、18ページ中段に
なります、「北空知葬斎組合」、19ページ中
段になります、「日高地区交通災害共済組合」
及び「池北三町行政事務組合」を削ります。

議案に戻っていただきまして、附則によりこの
規約は、地方自治法第286条第1項の規定によ
る北海道知事の許可の日から施行するものでござ
います。

提案説明は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより議案第40号、議
案第41号、議案第42号、以上3件について一
括して質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

討論、採決については、1件ごとに行います。

まず初めに、議案第40号北海道市町村職員退
職手当組合規約の変更に関する協議について討論
を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第40号北海道市町村職員退職手当組合規
約の変更に関する協議について、原案のとおり可
決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし
た。

次に、議案第41号北海道町村議会議員公務災
害補償等組合規約の変更に関する協議について、
討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第41号北海道町村議会議員公務災害補償
等組合規約の変更に関する協議について、原案の
とおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし
た。

次に、議案第42号北海道市町村総合事務組合
規約の変更に関する協議について、討論を許しま
す。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第42号北海道市町村総合事務組合規約の
変更に関する協議について、原案のとおり可決す
ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されまし
た。

日程第8

議案第43号 令和元年度七飯町一般会 計補正予算(第3号)について

○議長(木下 敏) 日程第8 議案第43号令
和元年度七飯町一般会計補正予算(第3号)を議
題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、議案第
43号令和元年度七飯町一般会計補正予算(第3
号)について、御説明申し上げます。

このたびの補正は、第1条既定予算の総額に歳
入歳出それぞれ1億3,186万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ112億
4,356万9,000円とするものでございま
す。第2条、地方債の追加は、第2表によるもの
でございます。

それでは、9ページの歳出から提案説明申し上げます。

1款議会費。1項1目議会費は、昨年執行の町議補欠選挙以降に新たに議員となられた3名の方の札幌市での研修に対する旅費10万1,000円の追加。

2款総務費。1項5目財産管理費は、庁舎管理費として役場庁舎の今年度のテレビ受信料5台分の執行が完了いたしましたので、使用料及び賃借料は7万5,000円の減額。

6目電算管理費は、委託料として、本年10月から開始される就学前障がい児発達支援の無償化に伴い、システム改修が必要となりましたので、総合行政情報システム改修委託料68万1,000円の追加。負担金及び交付金として、地方公共団体情報システム機構が整備運用を行う中間サーバー利用のため、共同システム等運用負担金239万1,000円の追加。

7目企画費は、まちづくり政策事務費として、負担金及び交付金は、川尻会が町内会活動として行う盆踊りなどのイベントに要するテント、発電機、放送設備、和太鼓等の設備購入のため、昨年10月に申請しておりました自治総合センターコミュニティ助成事業助成金が、ことし4月に決定されましたので、コミュニティ助成事業金250万円の追加。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費（国民年金）として本年10月から制度開始する年金生活者支援給付金制度事務説明会へ出席するため、一般職旅費3万1,000円の追加。

2目高齢者福祉費は、介護保険特別会計繰出金として、繰出金は、介護保険特別会計で増額補正に伴い、介護保険特別会計繰出金17万6,000円の追加。

4目障がい者福祉費は、市町村子供発達支援センター事業の利用対象児童の算定方法が、平成25年度から改正になっていたことから、平成25年から27年度までの地域づくり総合交付金の返還が生じるため、返還金利子及び割引料は、障がい者福祉事業道支出金、過年度清算返還金13万6,000円の追加。

2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として、委託料で平成31年4月に国の子ども・子育て支援交付金交付要綱の一部改正が行われ、一部事業について補助基準額が増額したため、国の補助基準額がもととなる病児保育事業委託料32万4,000円の追加。一時預かり事業委託料54万3,000円の追加。合わせて86万7,000円の追加。放課後児童対策費は、負担金、補助及び交付金で、同じく国の補助基準額が増加したため、放課後児童健全育成事業補助金105万9,000円の追加。

11ページになります。

2目児童措置費は、財源構成で国の子ども・子育て支援交付金が追加されることから、国庫支出金が5万円追加。一般財源は、5万円の減額。

4款衛生費。1項2目予防費は、疾病予防等保健対策費として、予防接種法施行令が一部改正され、風疹の予防接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が、定期予防接種の対象となったこと。また、高齢者肺炎球菌感染症予防は、国の施策として平成26年から5カ年にわたり65歳から5歳ごとに100歳まで定期予防接種を行ってまいりましたが、さらに5年間定期接種の対象者を拡大し、摂取率向上を図ることになり対象者となる方へ検査・接種・勸奨を行うため、賃金は臨時職員賃金2万9,000円の追加。

需用費は、消耗品費として風疹追加的対策クーポン券用紙代など46万2,000円の追加。印刷費は、抗体検査受診料、定期検査予診表、封筒の印刷などで23万4,000円の追加。需用費合計69万6,000円の追加。

役務費は、風疹追加的対策に係る郵便料37万8,000円の追加。手数料は、抗体検査・定期接種に伴う国保連事務手数料28万3,000円の追加。役務費合計66万1,000円の追加。委託料は、高齢者肺炎球菌感染症予防接種委託料275万1,000円の追加。風疹追加的対策抗体検査委託料318万8,000円の追加。風疹追加的対策定期接種委託料144万3,000円の追加。委託料合計738万2,000円の追加。

事業合計 876万8,000円の追加でございます。

3目環境衛生費は、火葬場及び墓地管理費として、償還金、利子及び割引料は、現在、桜町共同墓地の未使用墓地の返還について数件問い合わせが寄せられており、今後、返還する件数がふえる可能性があることから未使用墓地返還還付金43万2,000円の追加。

4目環境保全対策費は、生活環境対策事業費として、原材料費で道路維持補修用原材料が今後の維持補修に対し、予算不足が見込まれることから生活環境用原材料12万6,000円の追加。負担金、補助及び交付金は、合併処理浄化槽設置整備補助金が今後の申請により予算不足が見込まれるため340万円の追加。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費は、農業支援対策事業費として、負担金、補助及び交付金は、今年度の大沼べこっ子祭り開催事業に伴う補助金50万円の追加。

4目農地費は、土地改良総務費として北海道多面的機能支払事業に伴う経費の予算補正で、平成26年から継続事業ですが、国・道からの補助を受けていることから、道からの内示を受け、対応となっておりますので、今回の補正となり需用費については、多面的機能支払事業推進活動用消耗品10万円の追加。負担金、補助及び交付金は、道内8カ所の農地管理組合に対して農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律等に基づいて交付される多面的機能支払事業補助金7,632万3,000円の追加。

事業合計7,642万3,000円の追加でございます。

続きまして、道営農業基盤整備事業費として、旅費は令和3年度から事業開始される道営基盤整備事業御上谷地地区の事業推進を図るため、換地等技術向上に係る研修の受講が必要であるため、一般職旅費14万円の追加。

2項1目林業費は、林業費として、13ページになります。負担金、補助及び交付金は、私有林の植林に対する補助の追加要望に対応するため、未来につなぐ森づくり事業補助金138万8,000円の追加。町有林整備費として、委託料は、

町有林の下刈りに対する経費で、平成30年度北海道道林事業標準単価をもとに積算してまいりましたが、今年度単価が大幅に上昇したため、単価上昇に伴い町有林下刈委託料38万9,000円の追加。

7款商工費。1項1目商工費は、プレミアム付商品券発行事業費として、消費税、地方消費税の引き上げによる低所得者や子育て世帯への消費に与える影響を緩和するため実施するプレミアム付商品券の発行、販売に事業に必要な事務経費として補正予算の提案となります。なお、商品券分の補正は、商品券販売店等が確定した後、後日、補正対応いたしてまいります。

需用費は、消耗品費50万円の追加。印刷製本費は、商品券宣伝ポスターの印刷費として280万1,000円の追加。需用費合計330万1,000円の追加。

役務費は、申請料、引換券等の送付のため郵便料199万2,000円の追加。手数料は、引換券等の封入作業手数料として9万8,000円の追加。役務費合計209万円の追加。

委託料は、プレミアム付商品券事業のシステム改修等の業務委託料245万5,000円の追加。

事業合計784万6,000円の追加でございます。

8款土木費、2項1目道路橋りょう維持費は、国道5号から大中山中学校へ向かう町道大中山1号線の街路樹、桜の木の剪定・伐採に係る委託料170万円の追加。なお、この予算は当初、記念樹ということで10款教育費2項小学校費1目学校管理費に措置されておりましたが、町道部分であり、土木課が実施するため予算を組みかえるものでございます。

工事請負費は、道路パッチ処理箇所の増加に伴い、町道等舗装補修工事350万円の追加。

2目道路橋りょう新設改良費は、道路用地取得費として、町道藤城7号線の道路の一部が民地を通っており、分筆の後、寄附採納に応じていただけることになったことから、用地測量業務委託料30万円の追加。地積測量図等作成業務委託料8万円の追加。

9款消防費、1項2目災害対策費は、災害対策費として、昨年9月に発生した胆振東部地震及びブラックアウトの経験を踏まえ、今後、避難所等で必要となる設備及び備蓄品の整備のため、需用費は、災害対策用消耗品費27万8,000円の追加。工事請負費は、福祉避難所等設備整備工事1,286万5,000円の追加。

事業合計で1,314万3,000円の追加。

10款教育費、1項2目事務局費は、事務局費学校教育として、15ページになります。役務費は、適応指導教室において、学校・保護者・教育委員会と密な連絡を必要とすることから、電話料9万円の追加。大沼地区小中学校統廃合事業費として、需用費は、大沼地区小中学校閉校式開催に係る消耗品・記念品の購入のため、消耗品費87万3,000円の追加。委託料は、大沼岳陽学校開校関係委託料として、大沼中学校にある不要備品の処分、大沼地区小中学校の閉校周知看板作成で130万円の追加。大沼小、軍川小の体育館の解体工事实設計委託料159万5,000円の追加。委託料合わせて、289万5,000円の追加。負担金、補助及び交付金は、閉校記念誌作成等のため、統廃合関係補助金237万2,000円の追加。事業合計614万円の追加。

2項1目学校管理費は、校舎等営繕費（小学校）として、委託料は、大中山小学校周辺町道街路樹選定伐採業務は、教育委員会で当初、予算措置しておりましたが、町道部分のため、土木課で実施するため8款土木費2項1目道路橋りょう維持費へ予算配当を組みかえるため、170万円の減額。

3項中学校費1目学校管理費は、校舎等営繕費（中学校）として、需用費は、七飯中学校の網戸修繕のため校舎ほか修繕料71万3,000円の追加。

4項1目社会教育総務費は、高齢者教育事業費として、本年50周年を迎える七飯老人大学の記念式典及び祝賀会の開催に係る経費として、需用費は、消耗品費としてアレンジ生花、紅白餅の購入のため10万1,000円の追加。印刷製本費は、記念誌・式次第等の作成のため印刷製本費51万5,000円の追加。合わせて61万6,000

0円の追加。

13款職員費、1項1目職員給与費は、財源更正で、国の子ども・子育て支援交付金が追加されることから、国・道支出金28万6,000円の追加。一般財源28万6,000円の減額となります。

次に、7ページの歳入に戻っていただきます。

14款国庫支出金。2項1目総務費国庫補助金は、総務管理費補助金として地方公共団体情報システムの間接サーバー整備に伴い、社会保障・税番号制度システム整備補助金239万1,000円の追加。

2目民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金として地域生活支援事業補助金68万1,000円の追加。児童福祉費補助金として子ども・子育て支援交付金、3分の1の国の負担分で75万9,000円の追加。民生費国庫補助金合計144万円の追加。

3目衛生費国庫補助金は、保健衛生費補助金として感染症予防事業費等補助金（風疹追加的対策）として、216万円の追加。

7目商工費国庫補助金は、商工振興費国庫補助金として、プレミアム付商品券事務費補助金784万6,000円の追加。

3項2目民生費補助金委託金は、社会福祉費委託金として、国民年金事業委託金3万1,000円の追加。

15款道支出金、2項2目民生費道補助金は、児童福祉費補助金として子ども・子育て支援交付金3分の1の道の負担分で、75万9,000円の追加。

4目農林水産業費道補助金は、農業費補助金として、北海道多面的機能支払事業補助金5,734万1,000円の追加。林業費補助金として、未来につなぐ森づくり事業補助金85万4,000円の追加。森林保育事業補助金26万4,000円の追加。林業費補助金合計111万8,000円の追加でございます。

19款繰越金、1項1目繰越金は、前年度繰越金として4,374万円の追加。

20款諸収入、5項4目雑入は、雑入として、川尻親交会の備品購入に係るコミュニティー助成

事業補助金250万円の追加。北海道市町村振興協会防災・減災推進交付金353万5,000円の追加。雑入合計603万5,000円の追加。

21款町債、1項6目消防債は、災害対策事業債900万円の追加でございます。

次に、3ページに戻っていただきます。

第2表地方債補正でございます。

追加となるのは、災害対策事業で、限度額を900万円とし、起債の方法、利率、償還の方法等記載のとおり定めるものでございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（木下 敏） 暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより議案第43号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第3号）の質疑を許します。

坂本繁議員。

○10番（坂本 繁） 1点ほど、質問したいと思います。

12ページの19款負担金、補助金及び交付金の関係ですけれども、先ほど農林水産課長のほうから説明ございましたこの多面的機能支援事業に対する補助金ですけれども、26年から行われているということでありまして、30年度まで総額でどのくらいの金額をきていますか。

それと、この補助金、国・道の補助金ですけれども、これに町のお金も幾らか入っているのか。その辺について伺いたいと思います。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） ただいまの質問にお答えいたします。

2点ありますけれども、まず、町の持ち出し分があるのかという部分については、この事業は、国が50%、そして道が25%、そして町が25%で、今年度事業については、全体で7,632万円ほどの事業で、そのうち25%ということで、町の持ち出し分は1,908万549円ということになっております。これについて、この事

業というのは、平成26年度からやっておりますが、当初の部分は3地区ありまして、全体の相対の事業の金額の部分は押さえておりません。

以上であります。

○議長（木下 敏） 坂本繁議員。

○10番（坂本 繁） 今、課長の説明で26年からの相対の金額が、今、押さえていないということですか、そういうことですか。わかりました。

それでは、後ほど課長のほうから聞きたいと思えます。終わります。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ございませんか。平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 3点ほど、質問いたします。

1点目、10ページの電算管理費。これは、毎回出てくるので、いつも気になっている項目なのですが、共同システム等運用負担金ということで239万1,000円。これは、そのシステムが変わったので、それにあわせて出てきたものなのかということをお聞きをしたい。

例えば、こういったものをどういったところから、どういった積算根拠できているものなのか、この数字の出る内訳というのですか、その説明をお願いしたいなと思っています。

同じことで、14ページにありますプレミアム商品券の発行事業費の中にも、システム改修委託料というのがありますが、なぜ、このシステムの改修が出てきたのか。この辺の説明と、今、1項目で聞いたどういったふうなお金なのかということをお尋ねをいたします。

それから、最後になりますが、16ページ、大沼小学校の体育館の解体工事の実施設計委託料ということで160万くらいですか、組んでおりますけれども、例えば、子供たちがいる中での解体工事とかというなら、それはいろいろ気を遣わなければいけないので、わかりますけれども、子供は全部いないところでの工事であれば、町内業者にこれ一式幾らで解体するのだという、そういう発注の仕方は、全く考えられないのかどうか、これをお尋ねをいたします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） ただいま御質問ございました電算システムの改修の負担金に算出根拠についてお答えいたします。

今回の改修につきましては、社会保障税番号システム、よく言われるマイナンバーですね、マイナンバーの仕組みの中の中間サーバーというものがございまして、中間サーバーというのは、全国の自治体が情報連携をするために役場とかで保有してございますデータの複本を中間サーバーに上げて、そこで情報連携を各町がするというような仕組みのものでございます。

この中間サーバーの運営につきましては、国が整備しまして、運用については、地方自治情報システム機構が運営しておりますが、それについての今回は改修についての補正でございます。

補助金も同額で入ってくる事業になってございますが、この仕組みといたしましては、国が全国の市町村にこれだけ負担をしてくださいということで、配分される金額でございまして、こちらで詳細な積算等はしてございません。その配分の額どおりの支出を行って、そのシステム改修の負担金として支払っているというような内容となっております。補助金につきましても、10分の10国から配分としてございますので、その額がこのたびは239万2,000円となっております。

以上です。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） それでは、私のほうからプレミアム付商品券発行事業費のシステム改修委託料につきまして、御答弁させていただきます。

御存知のとおり、七飯町で使用しております総合行政システム、こちらの情報をこのたび国が示したプレミアム付商品券の対象者を抽出するために、ある程度の改修をしなければ、その情報を引き出すことができないという仕組みになってございます。

今回の補正に関しましては、国が示している補助対象経費を上げたものでありまして、全額国庫の補助対象ということでございます。

なお、こちらのシステム改修委託料につきまし

ては、この期間の住民基本台帳システムからのデータの作成や取り込み、それから対象者データを取り込んで申請書を作成するなど、さまざまな情報を活用する必要がございます。当該システムの導入業者でありますところから、この国の仕様にもとづいた見積書を徴したところでございます。

今回の委託料245万5,000円の中には、その国の仕様に沿ったデータ抽出等に係るパッケージ導入経費、それから諸経費、その他さまざまな作業にかかる費用を見積もっていただいて、計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 解体の実施設計につきましては、工事費の適正な費用を算出するために必要だというふうに考えてございます。その後、入札等におきまして、金額には変動が出ると思えますけれども、今回は実施設計を組んで計上をしたということでございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） システムのほうは理解しましたので。

最後の1点の解体の設計委託料。役所で予算を組むために設計が必要だということなのだと思うのですが、わかるのですが、わかるのですが、

ただ、先ほども言いましたように町内の業者を集めて、これを幾らで解体するのだというやり方で十分対応できる話ではないでしょうか。そこから出てきた見積もりで予算を組んでもおかしくないと思うのですが、こういう手続きをすると、とにかく高く高く出てくるような気がするのですが、少しでも安くしようというふうには、やはり考えないものなのでしょうか。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 我々、行政としましては、やはりその適正な価格というものです。やはり予算化をして提案していくのが本筋だと思っておりますので、このとおり予算計上をした次第でございます。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○3番（平松俊一） 教育委員会だけではないか

もしもせんけれども、私が提案しているようなやり方でやっているものもありますよね、庁内の中に。積算をするのではなくて、見積もり、皆さんなら幾らでやりますかということでやっているの、たしか何だったかわからないですけども、あると思うんですけども。それをやる、やらないという境目というのは、どういう基準みたいなものがあるのですか。

○議長（木下 敏） 副町長。

○副町長（宮田 東） 今の解体費用の関係についてだけ少し申し上げますけれども、この今の解体費用、大沼小学校の体育館ですか、国の交付金をいただいている事業となつてございますので、それに基づくのであれば、実施設計をしていただいて、適正な金額をはじいて、予算化していくというような形になろうかと思つておりますので、その点については、御理解をお願いしたいと思つてございます。

後段の部分については、そういう形のものはないと、私は認識してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） 一般の10ページの放課後児童対策費の19款負担金、補助金及び交付金の中の放課後児童健全育成事業補助金と、これというのは、改めて当初予算にも出ていたと思うのですけれども、これどういう意味で出たのか。先ほど拡充をされたとかとちらつと言われていたのですけれども、その辺もう1回お願いしたいと思つております。

12ページの疾病予防のところの13節の委託料の肺炎球菌感染予防接種委託料の275万1,000円、これも先ほどの課長の説明では、新しく拡充されたようなニュアンスなことを言われていたので、そこのところ教えていただきたいと思つております。

それから、農林水産の農業支援対策事業費の19款負担金、補助及び交付金の沼津こっ子祭り事業補助金、これ去年もあったと思うのですけれども、これというのは、去年もこの農水のほうでやったのかどうか、ちょっとわからないので教え

ていただきたいなというふうに思つております。

そして、14ページの消防費の中の災害対策費、15節の工事請負費の福祉避難所等の設備整備工事で1,286万5,000円。この内訳、先ほど、余り細かく教えていただかなかつたので、そこを教えていただきたいと思つております。

それから、16ページの教育費のところの大沼地域小中学校統廃合事業費の11節の需用費の消耗品費87万3,000円。不要な備品を片付けるためにあると言われたのですけれども、その不要な備品というのは、そういうリストというのは、上がっているのかどうか。上がっているのだらば、どういう内容なのか、教えていただきたいと思つております。

以上です。

○議長（木下 敏） 子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（岩上 剛） ただいま御質問がありました、学童の運営補助金についてでございます。放課後児童健全育成事業補助金についてでございます。

これについては、総務財政課長のほうからも説明ありましたとおり、31年4月からこの交付金の交付要綱が一部改正されたということで、一部事業費について補助基準額が増額したというものに基づく内容となつてございます。内訳的には、直営以外の学童、民間の部分ですね、民間の4施設に対する運営補助金、これが基準額の増額によって、変更となつたということでございます。

もう1点、肺炎球菌の予防接種の関係でございますけれども、これについては、26年度から5カ年にわたつて実施をしてまいりました。今回から、65歳以上に限定されるものと認識しておりましたが、国のほうで3月にまた新たに5カ年の第2段階の施策を行うということで、七飯町の65歳以上の人口9,469人に対し、5カ年で実施してきた予防接種済み人数は、3,169人でございます。残りの6,300人を未接種ということなものですから、少しでも接種率を上げるという取り組みで再度、第2段階として実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 農林水産課長。

○農林水産課長（川島篤実） 私のほうから、12ページの農業支援対策事業費、大沼ベこっ子祭り事業補助金についてですが、これについては、ことしは第6回目を迎えます、第1回時から農林水産課のほうで担当で事業を支援しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 私のほうから、福祉避難所等設備整備工事の内容についてお答えいたします。

今回の補正予算では、町内6施設の災害時の避難所等として機能強化・整備する内容となっております。

施設といたしましては、町内の避難所のうち、福祉避難所も兼ねております文化センター、保健センター、大中山コモン、大川コミュニティーセンター、大沼多目的会館、それと災害時に行政の機能を停止させないためにということで、七飯町役場庁舎についての6施設を整備するものでございます。

内容といたしましては、七飯町役場につきましては、自家発電がございまして、自家用発電から非常用コンセントを設置いたしまして、住民票等を出せる窓口業務を稼働させるために必要なコンセントを整備するものでございます。

それから、文化センター、保健センター、大中山コモン、大川コミュニティーセンター、大沼多目的会館につきましては、外から発電機を接続するような盤をつくりまして、その盤から直接電源をとれるような非常用コンセントを設置いたしまして、災害時にその発電機から非常用コンセントから電源をとって、避難者に対して暖房や照明を確保するものでございます。

また、保健センターにつきましては、その外の発電機から通常、商用電源で稼働してございますボイラーについて、稼働させるための切りかえ盤をつけるということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 大沼岳陽学校開校の関係の委託料130万円のうち、不要備品の処分に

つきましては、そのうち10万円が予算化してございます。その備品の内訳につきましては、洗濯機が1台、テレビが13台で、あとは運搬料と取り外しの作業料、それも含めて計上してございます。

以上でございます。

○1番（横田有一） 課長、悪いですがもう1回言ってください。

○議長（木下 敏） 済みません、もう一度再度答弁願います。

○教育次長（扇田 誠） 大沼岳陽学校開校関係委託料、この中に、130万円の中に不要備品の処分についての予算が計上されてございます。それについては、10万円を計上してございます。その内訳につきましては、洗濯機が1台とテレビが13台と、廃家電の運搬料及び取り外しの作業料、それも込みで10万円の計上ということでございます。

以上でございます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 中川友規議員。

○14番（中川友規） 今、横田委員の質問は、消耗品費87万3,000円を聞いていたと思うのですけれども。

○議長（木下 敏） 今の議事進行について、私から。

横田議員は、消耗品費だったと思うのだけれども、多分、提案説明の時に、この岳陽学校開校関係委託料の中にあつた不要の、今、質問している部分があつたのを言ったのはそうです。

だけれども、今、答弁の中で、ここの部分ですよということで、その不要の備品の処分についての予算ということだったもので答弁したので、このまま。横田議員が、今の答弁のところを質問したのではないのであれば、もう一度再質問してください。

要は、入っている場所を間違えて言ったのです。続けて、よろしいですか。

では、再質問から。

○議長（木下 敏） 再度質問願います。

○1番（横田有一） 11節の需用費の消耗品費ということで、87万3,000円という数字が

出ているのですけれども、これは何ですかということですよ。

私は、不要の備品というものを処理するためだというふうに、最初、私は総務課長の説明で聞こえていたから、それが違うのだなと思ったから、そういう言い方に変えてしまっただけで、1番最初は、その消耗品の87万3,000円は不要備品であるというふうに認識していたから。

○議長(木下 敏) だから、そういうふうに質問しましたよね。

○1番(横田有一) しました。

○議長(木下 敏) 暫時休憩します。

午前11時33分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

横田議員の質問にかかわる教育次長の答弁について、議会運営委員会の報告を求めます。

中川委員長。

○14番(中川友規) 議会運営委員会を開催し、横田議員の質問に対する教育次長の答弁について協議した結果、横田議員に対する教育次長の答弁不足があるので、次長の再答弁から入るといたしました。

報告を終わります。

○議長(木下 敏) 教育次長。

○教育次長(扇田 誠) 貴重な時間を費やし、大変申しわけございませんでした。

この御質問は、需用費の消耗品の中に不要備品の処分費が含まれていて、その不要備品の内訳についての御質問でございましたが、不要備品の処分費につきましては、委託料の大沼岳陽学校開校関係委託料で計上しておりますので、大沼岳陽学校開校関係委託料について答弁いたします。

御質問の不要備品処分費は、大沼岳陽学校開校関係委託料130万円の内訳として10万円を計上してございます。

不要備品の内訳は、洗濯機1台、テレビ13台で、その他運搬費及び取り外しにかかる経費を計上してございます。

答弁は、以上でございます。

○議長(木下 敏) 横田有一議員。

○1番(横田有一) 災害対策費の中で1,300万円という金額があったのですけれども、そのうちの工事請負費で福祉避難所等で1,280万円。それで、歳入のほうを見ますと、8ページの1番下のところに町債が900万円、それから、その上の雑入で北海道市町村振興協会防災減災推進交付金で353万5,000円というふうに出ているのですけれども、353万5,000円は、そういうふうな部分から出ましたよとなっているのですけれども、実際にこの額で取りあえず町側の福祉施設等の整備設備工事というのは、ことしこれで終わりという考え方でいいのか。

それから、もう1点は、この900万円の町債を使ったということになっているのですけれども、前回の補正の時には、お金が足りなかった部分に対しては基金を取り崩してやったというのがありましたので、そこは、どう使い分けているのかというのを、わかったら教えていただきたいと思います。

○議長(木下 敏) 情報防災課長。

○情報防災課長(若山みつる) 初めに、この整備で福祉避難所の整備は整ったのかという御質問でございますが、町内で今、福祉避難所として指定してございますのが、先ほど言いました文化センター、保健センター、大中山コモン、大川コミュニティセンター、大沼多目的会館、五つの施設のみでございます。ほかに福祉避難所がございませんので、福祉避難所としての整備という面に関しましては、この整備になります。今後、福祉避難所に避難してくる対象者もふえてくると思いますので、その際は、ほかの施設等も福祉避難所に要件があうかどうかを検討しながら、ふやしていきたいと思っております。

次に、歳入の件に関してですが、今回の避難所の設備強化につきまして、緊急防災減災事業債というメニューに合致いたしましたので、有利な起債だということでしたので、そちらを適用しているということになります。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 総務財政課長。

○総務財政課長(倍楼 司) それでは、歳入の

件ということでございますので、私のほうからも補足の説明をさせていただきます。

基金とそこの起債の使い分けということでございます。今、情報防災課長のほうから答弁がございました今回は、起債ということで緊急防災減災事業債という起債を当て込んでございます。それにつきましては、対象となった費用の70%が交付税で戻ってくるというような起債となつてございますので、町としては、基金を投入するよりも財政上有利であるということの観点から、こちらのほうを選択したということでございます。

以上です。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） 先ほどの福祉避難所の件なのですが、福祉避難所としては、改めて何かを新しくふやす、避難所をつくるとかということをやっていたのですが、今の現状の中では、今の部分ということで、ことしはこれで終わりということによろしいのですかということを開きたかったのであって、ほかにふやしてくださいではなくて、今の中身で、この5カ所でやる、5カ所ですか、それでやっていった場合は、ここでいいですかということなのですけれども。その辺、もう1回お願いします。

○議長（木下 敏） 情報防災課長。

○情報防災課長（若山みつる） 今回の整備で、ことしの分については、これで終了しようと思つてございます。

この避難所については、福祉避難所も兼ねているということもありますが、町内で各地域において主要な避難所となっており、前回のブラックアウトの時も、その後の台風等でもこの施設を中心に開いて、避難所としていた経緯もございますので、とりあえず主要な避難所という位置づけで、整備していったという考えてございます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほかに質疑ありませんか。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 3点ほど、お聞きいたします。

まず、一般の12ページ。生活環境対策事業費でございます。16番、19番。原材料と負担

金、補助及び交付金の部分。ここの説明のときには、予算不足が見込まれるというような理由でございました。これについては、どういう見込みをしたのか。そう申しますのは、今、6月でございます。新年度が始まってまだ2カ月。こういう観点からいけば、既に予算不足が見込まれるというような話があるのかどうか、ここをちょっとお聞きしたい。

それから、一般の16ページ。大沼地区小中学校統廃合事業費の中の委託料、大沼岳陽学校開校関係委託料130万円。今、聞いておりましたら、処分費10万円が入っているというようなこととございますけれども、130万円の内訳を、説明では看板ということも何か私、聞こえてきたのですけれども、内訳をお知らせ願いたい。

それから、19番の負担金、補助及び交付金。統廃合関係補助金ということで、これについては、記念誌等というようなこととございました。237万2,000円ということで、これも内訳を教えてください。

以上です。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） それでは、生活環境対策事業費、原材料の見込みということで、当初、こちらのほうの原材料については14万8,000円、当初予算見込んでおりましたけれども、現在のところ、仁山の路線で1本、それから峠下の路線で1本、それから藤城地区で1本ということで、3本の路線の砂利を引いたりだとか、整正したりだとかという形で予算を使用しているところでございます。

今、要望として藤城に1本、砂利の路面整正だとかというのが入ってまして、それを入れると予算が足りなくなってくるというような状況になりまして、12万6,000円の補正をするものでございます。

それから、負担金・交付金についてですけれども、合併処理浄化槽の補助金なのですけれども、今現在、6件、326万円の申請がもう既にありまして、そこを支出予定となつてございます。当初予算で329万円見込んでございましたけれども、このペースで、もう3万円しか予算が残つて

いないということで、まだ6月現在で、当初見込みとしては甘かったのかと言われると、それまでののですけれども、件数としては、少しずつ当初とすると確定なかなかできないものですから、そこについてはふやしていきたいということで、今回の補正の内容としては、5人槽52万円の補助金の分が4件、それから7人槽66万円の補助金のものが2件ということで、合わせて340万円。こちらのほうを補正計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、御質問がございました、まず大沼岳陽学校関係の委託料ということで130万円の内訳でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど次長のほうから答弁ございました大沼中学校の備品の処分費で委託料10万円となっております。また、そのほかに閉校する学校の周知用看板の作成費としまして120万円を見込んでおります。こちら、各学校、閉校に当たって大きい看板、ありがとうとか閉校とかという形で、各学校で閉校をお知らせする看板と、あと学校のほうのグラウンドですとか、そういう敷地のほかに、やはり見えやすい学校に入って行く道路ですとか、そういうところにも周知看板を立てたいということで、各学校2枚を予定しております。そちらの看板作成費が120万円となっております。

また、もう一つの御質問で、負担金、こちらは各学校の閉校に伴いまして、各学校で記念誌を作成する作成代としまして、内訳としましては、記念誌、大沼中学校が1,200部、大沼小学校が500部。あとは、軍川小学校が400部、東大沼が300部ということで、合計2,400部の記念誌を作成する予定となっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） まず、生活環境の関係のほうですけれども、必要で補正する分には一向に構わないのですけれども、当初予算の中では、やはり前年度の実績というか、そういったようなものをもとにしながら、絶えず補正という考え方は、

やはり本来の補正の趣旨ではないのですよ。やはり当初予算にきちんとおせて、そうして緊急を要するもの、あるいは災害等の場合に補正というようなことで、足りないからとか何とかという話の中での補正というのは、問題はないのだろうけれども、考え方として、やはりあわないような気がしますので、町民の生活に密着するようなものについては、前年度の実績を十分に勘案した中で計上すべきではないのかなと。そこら辺の考え方をもう一度お知らせ願いたいと思います。

それから、看板でございますけれども、これどういう看板か私わからないのですけれども、例えば、横断幕とか何とかという話なのか、あるいはその頑丈な看板なのか、もう少しこれ、いいのですけれども、経費的にどうなのかと、十分検討された上でだと思っておりますけれども、その考え方と。

それから、記念誌代ということで2,400部ということなのです。これは、もう各学校に補助金として、あるいは、どういう負担金として出すのか、ちょっとわからないのですけれども、各学校に対して出すということなのですか。そこら辺、教えてください。

○議長（木下 敏） 環境生活課長。

○環境生活課長（磯場嘉和） 議員のおっしゃるとおり、補正というのは、本来緊急性の要するものと、当初予算で組むべきものということ、そのあたりは理解をしております。

浄化槽のほうなのですけれども、例年10件弱という形で出ていまして、このくらい6件か7件という形で予算を組んだのですけれども、年度当初から6月時点で、既に6件も申請があったということで、既に本当に3万円しか残っていないということで、今後も、これからまだ家も建つシーズンでもありますので、そちらのほうこれから見込みあるということで、計上させていただいたところでございますけれども。

今後、当初予算、なるべく見込みを立てて、やっていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 学校教育課長。

○学校教育課長（竹内圭介） それでは、御質問

がございました、まず各学校の看板でございますけれども、こちらにつきましては、今作成を予定しておりますのが、学校の外につける看板で、まず大きさが縦1メートルの横幅が約3メートルほどの看板をつけるということで、外につける看板でございますので、やはり頑丈なものを予定しております。

また、この看板につきましては、11月に、学校が閉校するというのもございますので、その閉校のお知らせと、あとほかの町でも閉校している学校では、ありがとうございますとかいろいろ文言あると思います。そちらについては、各学校のほうと協議をして、掲載内容については決めていきたいと思っております。

また、記念誌でございますけれども、こちらは、各学校ごとで記念誌のほうを作成しますので、こちらの補助金につきましては、開設準備委員会のほうで行いますので、開設準備委員会のほうに補助金を支出するというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、質問させていただきますが、一般の8ページです。商工振興国庫補助金のところで、784万6,000円、プレミアム商品券事務費の補助金ということで、予算計上されております。これ、国からの補助と、補助金ということになっておりますけれども、これまでは、こういう形の国からの補助金というのはありませんでしたが、今回、国からこういうふうに補助が出された。これの本来の目的は、どこにあって、そして、今回このような形で出されているわけですが、今後も継続するということになるのかどうか。この辺について、まず1点目にお伺いしたいのです。

それから、2点目に、どのような基準でこのような補助金が出されてきているのか。784万6,000円というのは、どのような根拠があるのかという点が2点目です。

それから、今回のこの事務費という形で補助されておりますけれども、実際はどのような使い方になるのか、この784万というのは。その内訳と

言いますか、例えば、プレミアム部分にどのくらいの金額になって、事務費的な、本当の事務費的な印刷とかそういうものにどういうふうになっているのかという内訳について、わかりましたらお知らせいただきたいなど。

そういうことと言えば、プレミアム部分が金額的に何%で、どのぐらいのプレミアムの金額になるのか……。

○議長（木下 敏） 上野議員。

今、歳入のところばかりで質問されておりますが、先ほど来、ずっと提案説明の時点から、先ほど同僚議員のシステム管理の委託料を初め、歳出のほうにも詳細が出ていますので、それも含めた上で、両方を見た上で、質問を展開してもらえればありがたいので、よろしく。一般の14ページ、それを含めた上で、もう一度質問をお願いいたします。

○9番（上野武彦） 中身がちょっと出ていましたね。

そういった点で言えば、ここの歳出のところでは、一応、需用費として、それから役務費として委託料としてという内訳は出ております。

しかし、実際にプレミアムとして効果的に発行した場合に、プレミアム商品券としては、金額的にどうなるのか。そして、その発行したプレミアム商品券によって、経済効果はどのように推測されるのか、これについてお伺いします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） では、ただいまの御質問に順次、答えてまいりたいと思います。

まず、こちらのこのたびのプレミアム付商品券の発行事業につきましては、この目的は国から示されていますとおり、消費税、地方消費税引き上げが低所得者・子育て世代の消費に与える影響を緩和するとともに、町内における消費を喚起・下支えするため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付消費券の発行を行うというような事業でございます。

そして、今後につきましては、まだ全く国からも示されてございませんので、こちらについては、御答弁することができません。

それから、このたび示されている事務費、今回

の補正予算に計上いたしましたプレミアム付商品券事務費補助金、歳入のこの補助金につきましては、こちらの補助金の目安としまして、国が示すとされてございまして、七飯町につきましては、総額で事務費分といたしまして1,619万2,000円とされてございます。こちらの金額の算定に当たっては、国において行ってございまして、参考とされたのは臨時福祉給付金の事務費を参考としたと示されてございます。

さらに、この歳入につきましては、このたび提案申し上げたところは、あくまでも事務費、準備経費の部分でございまして、プレミアム商品券のプレミアム部分等につきましては、まだ計上させていただいてございません。総務財政課長からの提案説明にありましたとおり、関係機関等と順次詰めまして、今後補正をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、プレミアム付商品券の対象となる世帯は、非課税者分、それから子育て世帯の分となっております。非課税者分につきましては、その方々につきましては、最大2万円の金額に対しまして5,000円分のプレミアをつけた2万5,000円の使用可能な商品券となります。あわせて、子育て世帯につきましては、その世帯の対象となる3歳未満のお子様の数に応じて、1名につき最大2万円の購入金額に対してプレミアを乗せて2万5000円分の商品券が使えるということになります。

現在、私どもで推計しましたところ七飯町分の対象者、まだ確定ではございませんが、現在試算したところでありまして、プレミアム付商品券総額で1億5,907万5,000円となり、この分のプレミアム分につきましては、内数となりますが3,181万5,000円となると。最大値としてこのような試算をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、お答えいただいていますけれども、それでいきますと、最終的に経済効果と申しますか、その辺については、消費税としては3%上乗せという形でくるわけですけれど

も。どの程度の軽減になるのかという推測はされているかどうか、お伺ひいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） こちらのほうは、実は、国のほうでも想定している、例えば、使用される商品券の金額、それから割合等につきましては、その推計値を示しているところはございませんでした。

さらに、経済波及効果につきましても、そのような状況から、どのような経済効果になるのかというのが、予測が非常に難しいところでございます。少なからずプレミア分が乗るということになりますので、対象者につきましては利用されるものと考えてはございますが、それが町内にどの程度の経済波及効果をもたらすかにつきましては、推計が不可能でございますので、御理解願ひます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） そうしますと、1億5,900万円ほどの商品券を発行するということになりまして、今、出されているのはこれ事務費だけですよね。ということは、これからそのプレミアム商品券本体の補助金という形でのものがくるのかどうか。それとも、七飯町がそういったものが負担をして実施するのか。その辺、ちょっと見えなかったもので、もう一度お伺ひいたします。

○議長（木下 敏） 商工観光課長。

○商工観光課長（福川晃也） ただいまの御質問にお答えいたします。

このたびのプレミアム付商品券事業につきましては、国庫補助の対象の事業となつてございます。このたび、この国庫補助金の種類につきましては、2種類が示されてございます。

まず、先ほど御説明いたしましたこのプレミアム付商品券事業を推進するための事務費分といたしまして、先ほど申しましたとおり1,619万2,000円が目安額として示されてございます。

それともう一つ、今、御質問にありましたプレミアム分につきましては、こちらは、先ほど最大値で申し上げましたが、プレミアム付商品券が現在把握できている範囲で考えますと、1億5,9

07万5,000円分の商品券総額となっておりまして、この内数になってございますプレミアム分3,181万5,000円、この全額が、国庫の補助の対象となるということになってございまして、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） 質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今回の補正予算案に対して、反対の討論をさせていただきます。

今回の補正予算に関しましては、国の補助金として、10月からの消費税増税を前提にした経済対策という形での国の補助金が出されております。日本共産党は、今回の消費税増税が、ことしの5月23日に内閣府が景気が6年ぶりに悪化と、こういう景気判断をされたもとでの増税の実施ということを前提にした動きとなっております。先ほども対策として出された中には、低所得者ということが出ておりましたけれども、本来、消費税は低所得者層に負担が重くかかる、そういう税金であります。

景気が、このように悪化しているもとの、こうした増税を対策はしたとしても、実施することになれば、日本経済をどん底まで落ち込ませる、そういう結果になるというふうに思われます。このような状況での増税は、これまでの政権下でも実施したことがない、そういう増税となっております。

日本共産党としましては、このような経済状況のもとで、増税を実施すべきではないというふうに考えておまして、今回の消費税10%への増税は、中止すべきものというふうに考えております。

したがって、今回の消費税増税を前提にした今回の国からの補助金を含めた、こうした事業、プレミアム商品券発行事業費という形で計上されましたけれども、これを組み込んだ補正予算案には、反対せざるを得ませんということで、反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） 討論を許します。

中川友規議員。

○14番（中川友規） 賛成の立場で討論をいたします。

ただいま、本日の補正予算の説明また、いろいろな議員からの質疑等々ありましたけれども、今回の補正に関しては、必要だから補正をしているという説明をしっかりとされていたということでもあります。

また、上野議員の反対討論の中には、当町の一般会計補正予算というよりも、国の施策に対しての批判の内容が主になっていたと思いますので、商品券の事に関してもですけれども、これは、国が決まったことを町のほうに補助金が下りてきて、やっていくという決まった事に対して、町は、その補助金をしっかりと対象者に利用していただけるように執行していくために、今回、提案をしてやっているということなので、何らおかしいところはないということで、賛成の立場で討論いたします。

○議長（木下 敏） 討論を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより起立により採決を行います。

議案第43号令和元年度七飯町一般会計補正予算（第3号）を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第44号 令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第44号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第44号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正は、社会保障番号制度の改正に伴う介護保険電算システム中間サーバー改修及び介護予防事業における地域介護予防活動支援事業の活動団体増加に伴う委託料の増となっております。

それでは、第1条、規定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,737万4,000円とするものでございます。

次に、介保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費。1項1目一般管理費は、一般管理費保険事業勘定としまして、社会保障番号制度改正に伴う介護保険電算システム改修委託料10万2,000円の追加でございます。

3款地域支援事業費。1項2目一般介護予防事業費は、介護予防事業費として住民運営の通いの場を支援する地域介護予防活動支援事業を利用する活動団体が、20団体から37団体に増加し、委託料が100万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

3款国庫支出金。2項2目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金25万円追加。3目介護保険事業補助金は、介護保険電算システム改修補助金として5万1,000円の追加。合計30万1,000円の追加。

4款支払基金交付金。1項2目地域支援事業交付金は、27万円の追加。

5款道支出金。2項1目地域支援事業交付金は、介護事業予防交付金12万5,000円の追加。

7款繰入金。1項2目地域支援事業繰入金は、介護予防事業繰入金12万5,000円の追加。3目その他繰入金は、事務費繰入金として介護保険事業事務費繰入金5万1,000円の追加。2

項基金繰入金1項介護保険財政調整基金繰入金は、23万円の追加。合計40万6,000円の追加でございます。

提案説明は、以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。
議案第44号令和元年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり、可決することに御異議ございませか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。
お疲れさまでした。

午後 1時38分 閉会

